

1 厚生労働省における政策体系（基本目標、施策大目標及び施策目標） （第4期＝平成29年度～平成33年度）～政策評価の対象～

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

政策体系（基本目標、施策大目標、施策目標）

平成30年4月

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
1-2	効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	難病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

- 9-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
- 9-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策大目標10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

- 10-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
- 10-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること
- 10-3 総合的ながん対策を推進すること

施策大目標11 健康危機管理を推進すること

- 11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1 食品等の安全性を確保すること

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

- 2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

- 3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

- 4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

- 5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

基本目標Ⅲ 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1 労働条件の確保・改善を図ること

- 1-1 労働条件の確保・改善を図ること
- 1-2 最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること

施策大目標2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

- 2-1 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

- 3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと
- 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策大目標4 安定した労使関係等の形成を促進すること

- 4-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策大目標5 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

- 5-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標Ⅳ

非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること

施策大目標1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
施策大目標2	非正規雇用労働者（有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること
2-1	非正規雇用労働者（有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること
施策大目標3	働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実に図ること
3-1	長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること
3-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策大目標4	個別労働紛争の解決の促進を図ること
4-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること

基本目標Ⅴ

意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

基本目標Ⅵ

労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
1-1	多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること
施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援等をする
2-1	若年者の雇用を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）
2-2	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2-3	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする

施策大目標3	「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること
3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること
基本目標Ⅶ	安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策大目標1	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
1-1	保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること
1-2	地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること
施策大目標2	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること
2-1	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること
施策大目標3	母子保健衛生対策の充実を図ること
3-1	母子保健衛生対策の充実を図ること
施策大目標4	ひとり親家庭の自立を図ること
4-1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
基本目標Ⅷ	ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること
施策大目標1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
1-1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
1-2	自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること
施策大目標2	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
2-1	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
施策大目標3	戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
3-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
3-2	戦没者遺骨収集事業の推進等により、戦没者遺族を慰藉するとともに中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと
基本目標Ⅸ	障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること
1-1	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
1-2	障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）
基本目標Ⅹ	高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること
施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること
1-2	高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること

施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）
--------	----------------------------------

基本目標ⅩⅠ 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること
--------	---

- 1-1 医療と介護の連携（基本目標Ⅰ施策目標1-2を参照）
- 1-2 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること
- 1-3 総合的な認知症施策を推進すること
- 1-4 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

基本目標ⅩⅡ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
--------	------------------

- 1-1 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること
- 1-2 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること

施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること（再掲）
--------	-----------------------

- 2-1 医療の国際展開を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標1-1及び8-1を参照）
- 2-2 感染症の発生・まん延の防止等を図ること（基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照）
- 2-3 外国人労働者対策を推進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）

基本目標ⅩⅢ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

施策大目標1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
--------	----------------------------

- 1-1 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

施策大目標2	研究を支援する体制を整備すること
--------	------------------

- 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

基本目標ⅩⅣ 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること

施策大目標1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること
--------	-----------------------

- 1-1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
- 1-2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること

施策大目標2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること（再掲）
--------	------------------------------

- 2-1 医療等情報化インフラの普及のための取組を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照）

基本目標ⅩⅤ 国民に信頼される厚生労働行政を実施すること

施策大目標1	業務運営の適正化を図ること
--------	---------------

- 1-1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと

2 平成29年度に成立した主な法律等

法律名：臨床研究法	
公布年月日：平成29年4月14日	施行年月日：平成30年4月1日
法律番号：16	主管部局：医政局研究開発振興課
<p>1. 趣旨 臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めるもの。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 臨床研究のうち、以下に掲げる臨床研究を「特定臨床研究」とし、特定臨床研究を実施する者に対し、厚生労働大臣が定める臨床研究実施基準の遵守を義務付ける。</p> <p>① 医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者から研究資金等（臨床研究の実施のための資金をいう。）の提供を受けて実施する臨床研究（当該医薬品等製造販売業者が製造販売し、又はしようとする医薬品等を用いるものに限る。）</p> <p>② 医薬品医療機器等法の規定による承認を受けていない医薬品等又は承認を受けている医薬品等（当該承認に係る用法、用量等と異なる用法等で用いる場合に限る。）を用いる臨床研究</p> <p>(2) 特定臨床研究の実施に当たり、あらかじめ認定臨床研究審査委員会の意見を聴いた実施計画を厚生労働大臣に提出しなければならないこととするとともに、特定臨床研究の実施に係る患者の同意の取得、個人情報の保護に関する体制の整備、秘密保持義務、記録の作成・保存等の必要な手続を定める。</p> <p>(3) 特定臨床研究以外の臨床研究を実施する者に対し、認定臨床研究審査委員会からの意見聴取のほか、臨床研究実施基準の遵守及び計画に従った実施等の一定の措置を講ずるよう努めることを義務付ける。</p> <p>(4) 特定臨床研究の実施の適否等に関する意見を述べる臨床研究審査委員会について、所要の要件に適合していることについて厚生労働大臣の認定を受けなければならないこととし、当該委員会について、臨床研究の実施状況について報告を受け、必要に応じ改善策等の意見を述べる体制を確保する。</p> <p>(5) 医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者に対し、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いる特定臨床研究についての研究資金等の提供に関する情報等について、インターネットの利用により公表すること等を義務付ける。</p> <p>(6) その他、臨床研究の実施に関する所要の措置を講ずる。</p>	

法律名：医療法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成29年6月14日	施行年月日：平成30年6月1日（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。ただし、2（1）は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日。2の（4）の①及び2の（5）の②は平成29年10月1日。）
法律番号：57	主管部局：医政局総務課 医政局地域医療計画課 医政局医療経営支援課 医政局看護課
<p>1. 趣旨 安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化、医療に関する広告規制の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等の措置を講ずること。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 検体検査の精度の確保 ゲノム医療の実用化に向けた遺伝子関連検査の精度の確保等に取り組む必要があるため、以下を実施</p> <p>① 医療機関、衛生検査所等の医療機関が検体検査業務を委託する者の精度管理の基準の明確化</p> <p>② 医療技術の進歩に合わせて検体検査の分類を柔軟に見直すため、検査の分類を厚生労働省令で定めることを規定</p> <p>(2) 特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化 特定機能病院における医療安全に関する重大事案が発生したことを踏まえ、特定機能病院が医療の高度の安全を確保する必要があることを明記するとともに、病院の管理運営の重要事項を合議体の決議に基づき行うことや、開設者による管理者権限の明確化、管理者の選任方法の透明化、監査委員会の設置などの措置を講ずることを義務付け</p> <p>(3) 医療に関する広告規制の見直し 美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、医療機関のウェブサイト等を適正化するため、虚偽又は誇大等の不適切な内容を禁止</p> <p>(4) 持分なし医療法人への移行計画認定制度の延長 持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行促進及び法人経営の透明化等のため、①移行計画の認定要件を見直した上で、②認定を受けられる期間を平成32年9月30日まで3年間延長 ※持分あり医療法人の出資者が持分を放棄し、持分なし医療法人に移行する際に出資者に係る相続税・贈与税の猶予・免除に加え、法人に生ずるみなし贈与税の非課税を措置</p> <p>(5) その他</p> <p>① 医療法人と同様に、都道府県知事等が医療機関の開設者の事務所にも立入検査を行う権限等を創設</p> <p>② 助産師に対し、妊産婦の異常の対応医療機関等に関する説明等を義務化</p>	

法律名：厚生労働省設置法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成29年6月16日	施行年月日：平成29年7月11日
法律番号：59	主管部局：大臣官房厚生科学課
<p>1. 趣旨</p> <p>近年の保健医療技術の進歩は著しく、ヒトゲノム解析や人工知能等の技術革新により、個別の疾病予防や治療等の観点のみならず、社会保障、公衆衛生、社会福祉等の幅広い分野において施策への応用が可能となる段階を迎えている。また、国際保健の分野においても、エボラ出血熱の流行等の公衆衛生危機への対応や高齢化に関する国境を越えた取組の促進等のため、医学的知見に基づく一元的な施策の推進の必要性が高まっている。</p> <p>このような状況に対応しつつ、厚生労働省の所掌事務的確な遂行を図るため、医学的知見に基づき厚生労働省の所掌事務を総括整理する職として、医務技監を新設するもの。</p> <p>2. 概要</p> <p>厚生労働省に置かれる特別な職として、医務技監一人を置くこと及びその職務を規定する。</p>	

法律名：児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成29年6月21日	施行年月日：平成30年4月2日
法律番号：69	主管部局：子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室
<p>1. 趣旨</p> <p>虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）</p> <p>① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。</p> <p>② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。</p> <p>③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。</p> <p>(2) 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）</p> <p>○ 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。</p> <p>(3) 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）</p> <p>○ 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。</p> <p>(4) その他所要の規定の整備</p>	

3 年表

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等
昭和 13	近衛	木戸		13年 厚生省創設	12年 保健所法 13年 国民健康保険法 14年 職員健康保険法、船員保険法
		平沼			
	阿部	小原・秋田		16年 太平洋戦争	16年 労働者年金保険法 19年 厚生年金保険法
	米内	吉田			
	近衛	安井・金光 小泉（親）		20年 終戦	20年 引揚者対策 20年 旧労働組合法 21年 旧生活保護法 21年 労働関係調整法 22年 新保健所法 22年 食品衛生法 22年 児童福祉法 22年 労働基準法 22年 労働者災害補償保険法 22年 職業安定法 22年 失業保険法 23年 予防接種法 23年 医療法 23年 医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法
	東條	廣瀬・相川			
	小磯	岡田		21年 日本国憲法公布	22年 労働省創設 22年 第1次ベビーブーム
	鈴木（貫）	松村			
	東久邇	芦田		25年 朝鮮戦争（特需ブーム）	24年 身体障害者福祉法 24年 新労働組合法 24年 緊急失業対策法 25年 精神衛生法 25年 新生活保護法 26年 結核予防法 26年 社会福祉事業法 26年 児童憲章 27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法
	幣原	河合・吉田			
	吉田	片山・一松		27年 講和条約	29年 清掃法 29年 厚生年金保険法改正（定額部分の導入支給開始年齢60歳への引き上げ）
	片山	竹田			
	芦田	吉田 林（讓）		米窪	32年 水道法
30	吉田	吉田	33年 国保法改正（国民皆保険） 33年 職業訓練法 34年 国民年金法（国民皆年金） 35年 精神薄弱者福祉法 35年 薬事法		
		林（讓）		増田 鈴木（正）	
	鳩山	黒川	加藤	36年 児童扶養手当法	
		橋本（龍伍）	保利		
	石橋	吉武	39年 東京オリンピック いざなぎ景気	38年 老人福祉法 39年 母子福祉法 39年 特別児童扶養手当等法 40年 厚生年金保険法改正（1万円年金、厚生年金基金） 40年 母子保健法 40年 精神衛生法改正（通院医療費の公費負担） 41年 国保法改正（7割給付実現） 41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画	
		山縣			吉武
	岸	草葉	戸塚 小坂	44年 厚生年金保険法改正（2万円年金） 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法	
		堀木	石田		
	池田	橋本（龍伍）	倉石	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法	
		坂田	倉石		
40	佐藤	渡邊（良）	45年 高齢化率7%を越える		
		中山		松野	
	神田	石田	46年 環境庁設置 46年 ドル・ショック		
		古井		石田	
	内田	福永	45年 高年齢率7%を越える		
		西村		大橋	
	斎藤（昇）	小林（武）	45年 高年齢率7%を越える		
神田		石田			
斎藤（昇）	鈴木（善）	小平			
	坊	山手 早川			

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等
50	田中（角）	塩見	塚原	46年 第2次ベビーブーム 47年 札幌オリンピック 48年 福祉元年 48年 オイル・ショック	48年 老人福祉法改正（老人医療費無料化） 48年 健保法改正（家族7割給付、高額療養費） 48年 年金制度改正（5万円年金、物価スライドの導入） 49年 雇用保険法 52年 雇用保険法改正（雇用安定事業創設） 53年 国民健康づくり対策 54年 薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価、GMP等の法制化） 54年 医薬品副作用被害救済基金法 56年 児童福祉法改正、延長・夜間保育の実施 57年 障害者対策に関する長期計画 57年 家庭奉仕員（大幅増員、所得制限撤廃） 57年 老人保健法 58年 浄化槽法 58年 対がん10カ年総合戦略 59年 健保法改正（本人9割給付、退職者医療制度） 59年 雇用保険法改正（再就職手当、高齢求職者給付金の創設） 60年 年金制度改正（基礎年金導入等） 60年 医療法改正（医療計画） 60年 職業能力開発促進法 60年 労働者派遣法 60年 男女雇用機会均等法 61年 老人保健法改正（老人保健施設） 61年 高齢者等雇用安定法（60歳定年の努力義務化） 62年 社会福祉士及び介護福祉士法 62年 精神衛生法改正（人権擁護と社会復帰、名称は精神保健法に改称） 62年 労働基準法改正（週40時間労働制を目標） 63年 第二次国民健康づくり対策 63年 国保法改正（高医療費市町村における運営の安定化） 01年 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律 01年 年金制度改正（完全自動物価スライド制、国民年金基金） 01年 ゴールドプランの策定 01年 雇用保険法改正（パートへの適用拡大） 02年 国保法改正（保険基盤安定制度の確立） 02年 老人福祉等福祉関係8法改正（在宅福祉サービスの位置付けの明確化及びその支援体制の強化、在宅福祉サービス及び施設福祉サービスの市町村への一元化、老人保健福祉計画の策定、障害者関係施設の範囲の拡大等） 02年 高齢者等雇用安定法（65歳までの再雇用の努力義務化） 03年 老人保健法改正（老人訪問看護制度） 03年 育児休業法 03年 中小企業労働力確保法 04年 健保法改正（中期財政運営の導入） 04年 医療法改正（医療提供の理念の規定） 04年 看護職員人材確保法 05年 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法改正（希少病用医薬品、医療機器の研究開発促進） 05年 福祉用具法 05年 精神保健法改正（グループホームの法定化） 05年 障害者対策に関する新長期計画 05年 パートタイム労働法 05年 労働基準法改正（週40時間労働制原則化、変形労働制導入） 05年 雇用支援トータルプログラム 06年 21世紀福祉ビジョン 06年 地域保健法（保健所機能の強化） 06年 健保法等改正（入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添看護の解消）
			田村		
		長谷川	大久保		
		福永	長谷川		
	三木	田中（正）	早川	50年 国際婦人年	
			浦野		
	福田	渡辺（美）	石田	54年 国際児童年	
			藤井		
	大平	橋本（龍太郎）	藤井	55年 ベビーホテル問題 55年 第二臨調（財政再建） 56年 国際障害者年 56年 日米貿易摩擦	
			栗原		
藤波					
鈴木（善）	斉藤（邦）	藤尾	58年 国連・障害者の十年 東京集中		
		園田			
		村山			
		森下		初村	
中曽根	林（義）	大野	円高		
		坂本			
	増岡	山口			
平成一元	今井	林（道）	地価高騰		
		平井			
		齊藤（十）			
竹下	藤本	中村	バブル景気		
		丹羽（兵）			
	小泉（純）	堀内			
	丹羽（雄）	福島			
宇野海部	戸井田	塚原	02年 イラク・クウェート侵攻 02年 統一ドイツ誕生		
		津島			
5	山下	近藤	元年 合計特殊出生率が1.57となる		
		村上			
		小里			
宮澤	山下	近藤	03年 湾岸戦争 03年 ソ連邦消滅・ロシア連邦その他の誕生		
		村上			
細川	大内	坂口	地価下落始まる		
		坂口			
羽田	大内	鳩山（邦）			

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等
10	村山（富）	井出	浜本	06年 高齢化率14%を越える	06年 年金制度改正（60歳前半の老齢厚生年金の見直し） 06年 エンゼルプランの策定 06年 新ゴールドプランの策定 06年 がん克服新10か年戦略 06年 高齢者等雇用安定法改正（60歳定年義務化、65歳継続雇用の努力義務化） 06年 雇用保険法改正（高齢雇用継続給付・育児休業給付創設）
		森井	青木	07年 阪神・淡路大震災	06年 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 07年 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 07年 容器包装リサイクル法 07年 障害者プランの策定 07年 精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称） 07年 育児休業法改正（介護休業制度創設、名称は育児・介護休業法に改称）
	橋本（龍太郎）	菅	永井	社会保障構造改革	07年 新総合的雇用対策 08年 らい予防法廃止 08年 薬事法改正（医薬品安全性確保対策の充実） 09年 廃棄物処理法改正（施設設置手続きの明確化・不法投棄対策等） 09年 精神保健福祉士法 09年 児童福祉法改正（保育制度改正） 09年 健保法等改正（本人8割給付） 09年 臓器移植法 09年 介護保険法 09年 男女雇用機会均等法改正（女性に対する差別の禁止等） 10年 日独社会保障協定署名（平成12年2月1日発効） 10年 感染症法 10年 雇用活性化総合プラン
		小泉（純）	岡野		アジア通貨危機
	小淵	宮下	甘利	完全失業率の急上昇 11年 国際高齢者年	11年 緊急雇用対策 11年 新エンゼルプランの策定 11年 精神保健福祉法改正（在宅福祉事業にホームヘルプ・ショートステイを追加、医療保護入院の要件の明確化）
	森	津島	吉川	13年 厚生労働省発足	13年 確定給付企業年金法・確定拠出年金法 13年 ハンセン病補償法 13年 社会保障改革大綱 13年 個別労働紛争解決促進法 13年 育児・介護休業法改正（時間外労働の制限等） 13年 総合雇用対策 14年 ワークシェアリングに関する政労使合意 14年 身体障害者補助犬法 14年 薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法改正（市販後安全対策の充実等、血液法の抜本改正） 14年 健康増進法 14年 健保法等改正 14年 食品衛生法改正（輸入食品への罰則強化等） 14年 ホームレス自立支援法 14年 雇用問題に関する政労使合意 14年 改革加速プログラム 14年 多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意
		坂口	坂口 坂口		
	小泉（純）			15年 イラク戦争	15年 食品衛生法等改正（「食品安全基本法」の成立を踏まえた見直し） 15年 次世代育成支援対策推進法 15年 児童福祉法改正（子育て支援事業の法定化） 15年 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法 15年 少子化社会対策基本法 15年 心神喪失者等医療観察法 15年 雇用保険法改正（早期再就職の促進） 15年 新障害者プラン 15年 労働基準法改正（解雇ルール策定、有期契約及び裁量労働制に関する見直し） 15年 感染症法及び検疫法改正（感染症対策の充実強化）

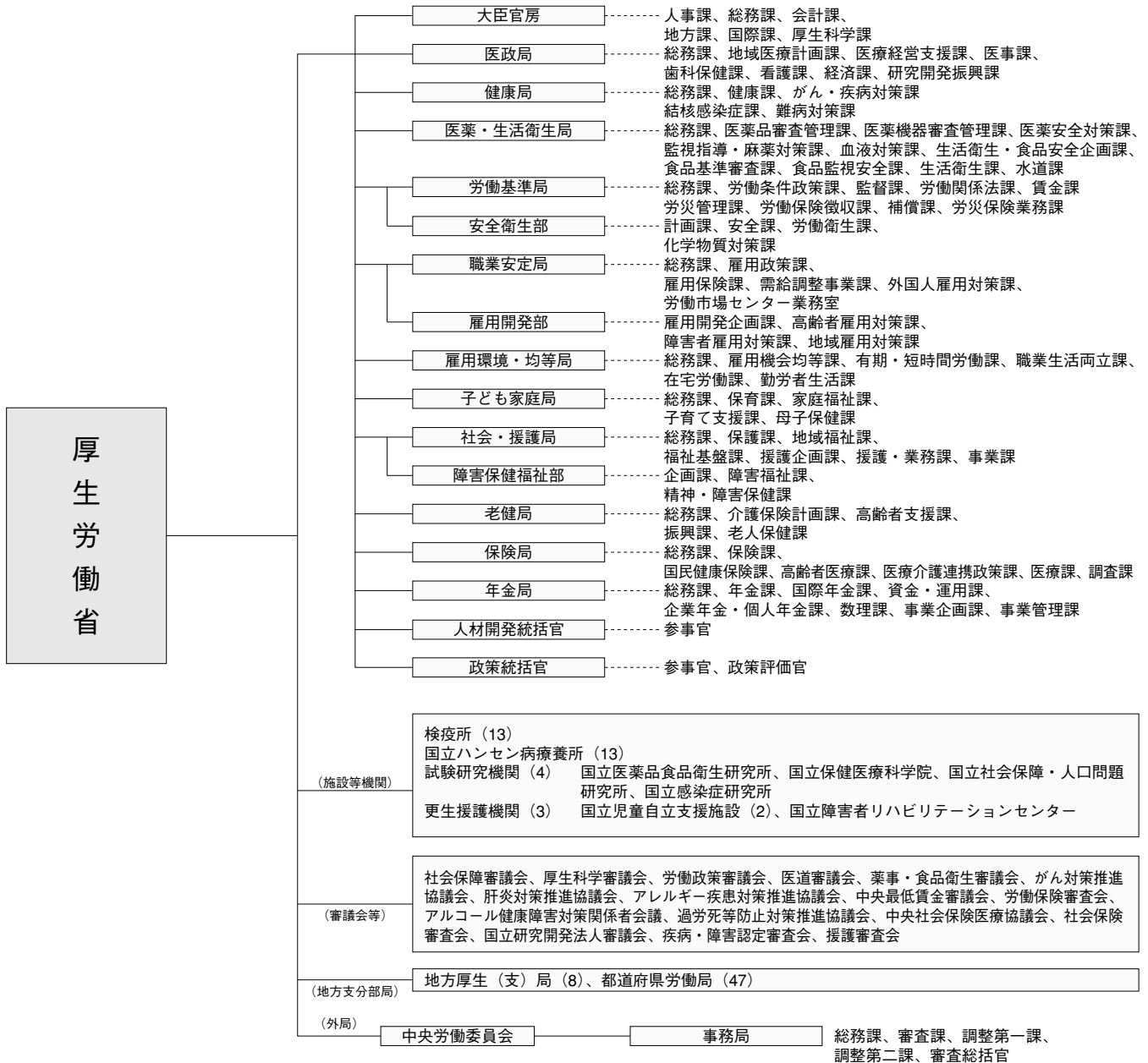
年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
17		尾辻		16年 第3次対がん10か年総合戦略 16年 日韓社会保障協定署名（平成17年4月1日発効） 16年 日米社会保障協定署名（平成17年10月1日発効） 16年 特別障害給付金支給法 16年 児童虐待防止法改正（児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の責務の改正等） 16年 少子化社会対策大綱 16年 児童手当法改正（小学校第3学年修了前まで延長） 16年 児童福祉法改正（児童相談に関する体制の充実等） 16年 育児・介護休業法改正（休業の対象労働者の拡大等） 16年 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の策定 16年 水道ビジョン 16年 年金制度改正（保険料水準の上限固定及び給付水準の自動調整の仕組みの導入、年金積立金管理運用独立行政法人の設立等）
		川崎		17年 日ベルギー社会保障協定署名（平成19年1月1日発効） 17年 日仏社会保障協定署名（平成19年6月1日発効） 17年 食育基本法 17年 労働組合法改正（不当労働行為事件の審査手続・体制の整備） 17年 介護保険法改正（予防重視型システムへの転換等） 17年 障害者自立支援法成立（障害種別にかかわらず一元的にサービスを提供する仕組みの創設等） 18年 石綿による健康被害の救済に関する法律 18年 日加社会保障協定署名（平成20年3月1日発効） 18年 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園の制度化） 18年 薬事法改正（販売制度改正、違法ドラッグ対策の強化） 18年 男女雇用機会均等法改正（性差別禁止の範囲の拡大等） 18年 医療法等改正（良質な医療を提供する体制の確立を図る） 18年 健保法等改正 18年 自殺対策基本法 18年 がん対策基本法
18				19年 日豪社会保障協定署名（平成21年1月1日発効） 19年 雇用保険法改正（受給資格要件の見直し） 19年 パートタイム労働法改正（パート労働者の均衡待遇の確保等） 19年 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正（労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化等） 19年 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（各国協定ごとに制定してきた実施特例法に代えてその内容を包括的に定めるもの） 19年 日本年金機構法 19年 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律
19	安倍	柳澤		19年 年金時効特例法（年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利についての時効の特例等） 19年 厚生年金特例法（事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務の履行が明らかでない場合の厚生年金の保険給付に関する特例等） 19年 児童虐待防止法改正（児童の安全確認等のための立入調査等の強化等） 19年 労働契約法 19年 自殺総合対策大綱
20	福田	舛添		20年 日オランダ社会保障協定署名（平成21年3月1日発効） 20年 日チェコ社会保障協定署名（平成21年6月1日発効） 20年 新雇用戦略 20年 日スペイン社会保障協定署名（平成22年12月1日発効） 20年 労働基準法改正（時間外労働の割増賃金率の引き上げ等）
	麻生			20年 自殺総合対策大綱（一部改正） 21年 肝炎対策基本法 21年 日イタリヤ社会保障協定署名 21年 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意 21年 育児・介護休業法改正（短時間勤務制度の義務化等） 21年 延滞金軽減法（社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減） 21年 遅延加算金法（年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給） 21年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実施） 21年 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（脳死判定・臓器摘出要件の変更等）
21				21年 日アイルランド社会保障協定署名（平成22年12月1日発効）
	鳩山	長妻		

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
22	菅			<p>22年 子ども・子育てビジョンの策定</p> <p>22年 雇用保険法改正（適用範囲の拡大等）</p> <p>22年 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（保険料の引上げ幅を抑制するために必要な財政支援措置等）</p> <p>22年 日ブラジル社会保障協定署名（平成24年3月1日発効）</p> <p>22年 日スイス社会保障協定署名（平成24年3月1日発効）</p> <p>22年 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律</p> <p>22年 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律</p>
		細川（9月～）		<p>23年 雇用保険法等改正（賃金日額の引き上げ等）</p> <p>23年 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律</p> <p>23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律</p> <p>23年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</p> <p>23年 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（国民年金保険料の納付可能期間の延長）</p>
23	野田	小宮山（9月～）		<p>23年 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法</p> <p>24年 雇用保険法等改正（給付日数の拡充措置の延長等）</p> <p>24年 児童手当法改正（支給対象年齢を中学校修了前まで延長し、手当額を拡充した新しい児童手当制度）</p> <p>24年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律</p> <p>24年 国民健康保険法改正（市町村国保の財政基盤強化策の恒久化、財政運営の都道府県単位化の推進等）</p> <p>24年 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律</p> <p>24年 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律</p> <p>24年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（受給資格期間の短縮等）</p> <p>24年 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</p> <p>24年 高齢者雇用安定法改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止等）</p> <p>24年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合を2分の1とする等）</p> <p>24年 年金生活者支援給付金の支給に関する法律</p> <p>24年 日インド社会保障協定署名（平成28年10月1日発効）</p> <p>24年 自殺総合対策大綱の見直し</p>
		三井（10月～）		
24	安倍	田村（12月～）		<p>25年 新水道ビジョン</p> <p>25年 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（厚生年金基金制度の見直し、第3号被保険者の記録不整合問題への対応）</p> <p>25年 健保法等改正（全国健康保険協会への財政支援措置延長等）</p> <p>25年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律</p> <p>25年 薬事法等の一部を改正する法律（医薬品等に係る安全対策の強化医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築）</p> <p>25年 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（医薬品の販売方法に関するルールの整備、指定薬物の所持等の禁止）</p> <p>25年 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障制度改革の全体像・進め方を明示）</p> <p>25年 日ハンガリー社会保障協定署名（平成26年1月1日発効）</p>
				<p>26年 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等）</p>
25				
26				

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
27		塩崎 (9月～)		26年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律 (新たな感染症の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集体制の強化等)
				26年 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律
28				26年 日ルクセンブルク社会保障協定署名 (平成29年8月1日発効)
				26年 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律
29		加藤 (8月～)		26年 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律
				27年 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律
28				27年 女性の職業生活における活躍に関する法律
				27年 公認心理師法
29				27年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律
				27年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律 (①新卒募集を行う企業による職場情報提供の仕組み②ハローワークでの一定の労働関係法令違反の求人者の求人不受理③若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度 (ユースエール認定制度) 等を実施)
28				27年 日フィリピン社会保障協定署名
				27年 自殺対策基本法の一部を改正する法律
29				28年 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律
				28年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
28				28年 児童福祉法等の一部を改正する法律
				28年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律
29				28年 発達障害者支援法の一部を改正する法律
				28年 確定拠出年金法等の一部を改正する法律 (個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大等)
28				28年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (受給資格期間の短縮の早期実施)
				28年 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 (管理監督体制の強化と技能実習生の保護等)
29				28年 がん対策基本法の一部を改正する法律
				28年 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律 (短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、年金額の改定ルールの見直し等)
28				28年 雇用保険法等の一部を改正する法律
				29年 臨床研究法
29				29年 医療法等の一部を改正する法律
				29年 厚生労働省設置法の一部を改正する法律
28				29年 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律
				29年 雇用保険法等の一部を改正する法律
29				29年 日スロバキア社会保障協定署名
				29年 自殺総合対策大綱の見直し

4 厚生労働省の機構

厚生労働省組織図（平成30年4月1日現在）



5 主な厚生労働統計調査一覧

1 人口・保健福祉全般

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
人口動態調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 人口動態・保健社会統計室	人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関する事項	・出生、死亡、婚姻、離婚については市区町村に届け出られたもの及び外国における日本人に関して届け出られたもの ・死産については市区町村に届け出られたもの	毎月	速報 調査月の約2か月後 月報 調査月の約5か月後 年間推計 調査年の12月下旬 月報年計概数 調査年の翌年6月 年報確定数 調査年の翌年9月
国民生活基礎調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。	世帯業態・構造・類型、家計支出額、医療保険の加入状況、要介護者等の状況、主な介護者の状況、介護サービスの利用状況、就業状況、公的年金の加入・受給状況、入院・通院の状況、自覚症状、所得の種類別金額、課税の状況、生活意識、貯蓄現在高、借入金残高等	全国の世帯及び世帯員 (3年ごとの大規模年は、約29万世帯、71万人を、中間年は約6万世帯、15万人を抽出)	毎年 (直近の大規模調査は、平成28年実施)	集計後 速やかに公表
21世紀出生児縦断調査 (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するとともに世代による違いを検証し、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族構成、就業の状況、子育ての意識、父母の家事・育児負担状況、子育ての悩みの相談先、食生活習慣、遊びの態様、けが・病気の状況等	全国の平成22年5月10日から同月24日の間に出生した子のすべて (全国の平成13年1月10日から同月17日の間及び7月10日から同月17日の間に出生した子のすべてを対象とした平成13年出生児については、第16回調査(16歳)からは実施主体を文部科学省とする共管調査としている)	毎年	集計後 速やかに公表
21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査) (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況等	平成24年10月末時点で20～29歳であった男女及びその配偶者(平成14年10月末時点で20～34歳であった男女及びその配偶者を対象とした平成14年成年者については平成27年(第14回)調査をもって終了した)	毎年	集計後 速やかに公表
中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査) (一般統計調査) 政策統括官付 世帯統計室	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、社会活動等の状況、住居・家計の状況等	平成17年10月末現在で50～59歳であった全国の男女	毎年	集計後 速やかに公表
所得再分配調査 (一般統計調査) 政策統括官付 政策評価官室	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを把握し、社会保障施策の浸透状況、影響度について明らかにする。	性、出生年月、拠出金(生命保険、損害保険の掛金、税金等)、受給金(生命保険、損害保険の保険金)、病院の通・入院状況、治療費支払方法、介護・保育の利用状況	全国の世帯及び世帯員(約15,000世帯を抽出)	3年 直近は (平成29年実施)	集計後 速やかに公表
公的年金加入状況等調査 (一般統計調査) 年金局 事業管理課調査室	15歳以上の世帯員について、公的年金加入状況、世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。	就業状況、就学状況、公的年金加入状況、老後の生活設計、公的年金制度に関する周知度等	15歳以上の世帯員(約9万世帯を抽出)	3年 直近は (平成28年実施)	集計後 速やかに公表
国民年金被保険者実態調査 (一般統計調査・業務統計) 年金局 事業管理課調査室	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金制度に対する意識、保険料未納の理由など今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。	就業及び就学の状況、世帯の状況(消費支出額、生命保険支出額等)、国民年金に関する納付状況、国民年金に関する意識、本人及び世帯の所得の状況等	国民年金第1号被保険者約6万人 (本人及び世帯の所得の状況等については約12万人)	3年 直近は (平成29年実施)	集計後 速やかに公表

2 社会福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
福祉行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握し、社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	各都道府県・指定都市・中核市における社会福祉行政の業務実績等	都道府県・指定都市・中核市	毎月・毎年度	10月下旬 毎月(概数)
社会福祉施設等調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	全国の社会福祉施設等の数、在所有者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。	施設の経営主体、定員、在所有者、従事者等	全国の社会福祉施設等の全数	毎年	9月下旬
地域児童福祉事業等調査 (一般統計調査) 子ども家庭局 総務課	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村(特別区を含む)の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。	市町村事業票 保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況等	市町村、特別区	毎年	9月下旬
介護サービス施設・事業所調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備等に関する基礎資料を得る。	(1) 介護保険施設 開設・経営主体、定員、在所有者数、従事者数、居室等の状況等 (2) 居宅サービス事業所等 開設・経営主体、利用者数、従事者数等	全国の介護保険施設及び事業所の全数	毎年	9月下旬
介護給付費等実態調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	介護サービスの受給にかかる給付費等の状況を把握し、介護報酬の改定をはじめとした介護保険制度の円滑な運営に必要な基礎資料を得る。	介護給付費明細書及び介護予防・日常生活支援総合事業費明細書等 介護サービス種類の受給者数及び介護サービス内容別の件数、回数、単位数、費用額等	各都道府県国民健康保険団体連合会等において、審査支払いが完了したすべての介護給付費明細書等	毎月	月報：調査月の翌々月 年度報：8月
介護事業経営概況調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険制度における各種介護サービスを提供する施設及び事業所の収支状況等を把握し、おおむね3年ごとに実施される介護報酬の改定に向け、介護報酬改定の骨格案を検討するための基礎資料を収集することを目的とする。	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況等	介護保険サービスの指定施設・事業所	3年 直近は 平成28年実施	社会保障審議会介護給付費分科会において公表
介護事業経営実態調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険制度における各種介護サービスを提供する施設及び事業所の収支状況等を把握し、おおむね3年ごとに実施される介護報酬の改定に向け、介護報酬改定の骨格案を検討するための基礎資料を収集することを目的とする。	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況等	介護保険サービスの指定施設・事業所	3年 直近は 平成26年実施	社会保障審議会介護給付費分科会において公表
介護従事者処遇状況等調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。	給与等の状況、介護従事者の処遇状況、個別の従事者の勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給額等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所	直近は平成27年実施	社会保障審議会介護給付費分科会において公表

3 保健統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
衛生行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営のための基礎資料を得る。	精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、難病・小児慢性特定疾病関係、狂犬病予防関係	都道府県・指定都市・中核市	毎年度・隔年 (隔年報の直近は 平成28年実施)	年度報：10月下旬 隔年報：7月中旬
地域保健・健康増進 事業報告 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	母子保健等サービスの実施状況、予防接種の状況、保健所の連絡調整等の実施状況、職員の設置状況及び保健所職員の市町村への援助状況、健康増進事業の実施状況等	保健所・市区町村	毎年度	3月中旬
医療施設調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 保健統計室	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	静態調査 施設名、開設者、許可病床数、診療科目、従事者数、診療及び検査の実施状況等 動態調査 施設名、所在地、開設者、処分等の種類、許可病床数等	静態調査 全国の病院及び診療所 動態調査 医療法に基づく届出や処分があった医療施設	静態調査3年 (直近は 平成29年実施) 動態調査 毎年 毎月	9月下旬 毎月(概数)
病院報告 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等	全国の病院及び療養病床を有する診療所	毎月	9月下旬 毎月(概数)
医師・歯科医師・薬剤師調査 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種類、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	住所、性、生年月日、業務の種類、従事する診療科名(薬剤師を除く)、従事先の所在地等	全国の医師、歯科医師、薬剤師	2年 (直近は 平成28年実施)	12月中旬
患者調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 保健統計室	医療施設(病院、一般診療所及び歯科診療所)を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得る。	患者の性別、受療の状況、診療費等支払方法、入院・外来の種類、紹介の状況、病床の種類等	全国の医療施設を利用する患者 (医療施設は病院約6,500、 一般診療所約6,000、 歯科診療所約1,300を抽出)	3年 (直近は 平成29年実施)	11月下旬
国民健康・栄養調査 (一般統計調査) 健康局 健康課	国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況等を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。	食事状況(欠食、外食)、食物摂取状況(食品名、摂取量)、身長、体重、血圧、血液検査、歩行数、喫煙、飲酒、運動習慣、生活習慣に関する事項等	全国の世帯及び世帯員 (約5,700世帯約15,000人を抽出)	毎年	集計後 速やかに公表
薬事工業生産動態統計調査 (基幹統計調査) 医政局 経済課	医薬品、衛生材料、医療機器、医薬部外品及び再生医療等製品の生産及び輸出入の実態を明らかにし、薬事行政の基礎資料を得る。	薬効分類・用途区分別等の生産・出荷・月末在庫金額、数量等	医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売事務所及び製造所	毎月	月報：調査月の 翌々月 年報：翌年中
医療経済実態調査 (医療機関等調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局医療課)	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(病院用) 損益、職種別常勤職員給料等 (一般診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等 (歯科診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等 (保険薬局用) 損益、職種別常勤職員給料等	全国の社会保険による診療等を行っている医療機関等 (病 院：抽出率 1/3) 一般診療所： 〃 1/20 歯科診療所： 〃 1/50 保険薬局： 〃 1/25	2年 (直近は 平成29年実施)	11月上旬
医療経済実態調査 (保険者調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局調査課)	医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(土地に関する調査) 施設の種類の、面積、取得価額、時価評価額等 (直営保養所、保健会館に関する調査) 建物の面積、帳簿価額、利用者数、経営収支	全国の健康保険組合及び共済組合	2年 (直近は 平成29年実施)	11月上旬
受療行動調査 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	診察等までの待ち時間、診察時間、病院を選んだ理由、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、満足度等	全国の一般病院を利用する患者 (約500施設)	3年 (直近は 平成29年実施)	9月中旬

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
生活衛生関係営業経営実態調査 医業・生活衛生局 生活衛生課	生活衛生関係営業の経営の実態及び社会経済的諸条件について調査し、健全な経営に必要な将来展望を明らかにする業種別の経営指導指針を作成するための基礎資料を得る。	店舗の状況、経営状態、従業者、施設、設備、経営者意識に関する事項	調査時において行政需要を勘案して選定した業種の営業施設	毎年	調査時より おおむね1年後
食中毒統計調査 (業務統計) 医業・生活衛生局 食品監視安全課	食中毒の患者並びに食中毒死者の発生状況を把握し、食品衛生対策の基礎資料を得る。	原因となった家庭・業者・施設等の所在地、名称、発病年月日、原因食品名、病因物質、患者数、死者数等	全国の保健所	毎月	3月中旬
食肉検査等情報還元調査 (一般統計調査・業務統計) 医業・生活衛生局 食品監視安全課	と畜場等における食用に供するために行う獣畜の処理事業、食鳥処理の事業の実態を把握し、都道府県等を通して、データを家畜生産段階に還元することにより、食肉の安全性を確保するとともに、都道府県等の衛生行政の推進に当たって、全国的な状況等を随時利用できる体制を構築し、円滑な行政推進を図るための基礎資料を得るものである。	と畜場数、と畜状況、と畜検査頭数、食鳥処理場数、食鳥処理衛生管理者数、届出食肉販売業者数、食鳥検査羽数、化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設数等、死亡獣畜取扱場数、畜舎及び家きん舎数	都道府県、保健所を設置する市及び特別区(ただし、報告を求める事項のうち、と畜場、と畜場外とさつ頭数、と畜場内とさつ頭数、処分別実頭数及び疾病別頭数については、都道府県及び保健所を設置する市のみ報告を行う。)	毎年	集計後 速やかに公表

4 雇用統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
毎月勤労統計調査 (基幹統計調査) 全国調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について全国的変動を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、常用労働者の種類等	日本標準産業分類(平成25年10月改定)による16大産業、事業所規模5人以上の事業所	毎月	速報 調査月の 翌々月初め 確報 調査月の 翌々月中旬
地方調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について都道府県別の変動を明らかにする。	全国調査に同じ	全国調査に同じ	全国調査に同じ	速報 調査月の 翌々月中
特別調査 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所の雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、勤続年数等	16大産業、事業所規模1~4人の事業所	毎年	12月
雇用動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	主要産業における入職・離職・未充足求人状況並びに入職者、離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。	事業所一常用労働者の移動状況、未充足求人数等 入職者一入職経路、前職の有無、離職期間、賃金変動状況等 離職者一職業、勤続期間、離職理由等	日本標準産業分類(平成19年11月改定)による16大産業、事業所規模5人以上の事業所、調査年中の調査事業所における入職者及び離職者	年2回	年計8月、 上半期12月
雇用の構造に関する実態調査 (一般統計調査) 平成29年：派遣労働者実態調査	労働者派遣の実態等について、事業所側、派遣労働者側の双方から把握し、労働者派遣法改正前後の実態の変化も把握することで、労働者派遣制度に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的とする。	(事業所調査) 事業所の属性、派遣労働者を就業させる主な理由、派遣労働者を受け入れない場合の主な理由、派遣労働者の業務、派遣契約件数(派遣契約期間別、通算派遣期間別)、3年前と比べた派遣労働者数の変化、派遣先責任者の人数、派遣労働者に講じている取組及び派遣労働者等の待遇、過半数労働組合等の有無及び過半数代表者の選任状況、派遣可能期間の延長状況、過去1年間の労働者派遣契約の中途解除の状況、過去1年間の派遣労働者からの苦情について、派遣労働者を直接雇用する登用制度について、紹介予定派遣について、請負労働者について、今後の就業形態別労働者の構成比の方針、派遣労働者の均衡待遇の推進に必要な情報の提供に関する派遣元事業所からの要望の有無及び対応状況	(事業所調査) 日本標準産業分類(平成25年10月改定)による16大産業、常用労働者5人以上の事業所	不定期	平成30年9月予定

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
		(派遣労働者調査) 個人の属性、派遣の種類、登録型派遣労働者の派遣元事業所の登録数、これまでの派遣就業に関する状況、現在の派遣就業に関する状況、派遣元・派遣先への要望、派遣元・派遣先の正社員等の募集情報の提供の有無及び応募の有無、紹介予定派遣について、労働者派遣制度に関する情報の把握状況、今後の働き方の希望	(派遣労働者調査) 上記の事業所で就業している派遣労働者		
労働経済動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	景気の変動、労働力需給の変化等が雇用、労働時間等に及ぼしている影響やそれらに関する今後の見通し等を調査し、労働経済の変化の方向等を把握し、労働政策の基礎資料とする。	生産・売上等の動向、雇用、労働時間の動向、常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数、雇用調整等の実施状況等	日本標準産業分類(平成25年10月改定)による12大産業に属する常用労働者30人以上の民営事業所	年4回	3月中旬、6月中旬、9月中旬、12月中旬
労使関係総合調査 (一般統計調査) ①労働組合基礎調査	我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにする。	労働組合の種類、適用法規、組合員数、加盟上部組合の系統等	全国のすべての労働組合	毎年	12月
②実態調査 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	労働組合の組織及び労働組合の活動の実態、団体交渉や労働協約締結・労働争議に係る状況、労使コミュニケーションの状況等労使関係の実態を明らかにする。	(平成29年調査：労使間の交渉等に関する実態調査) 労働組合の属性に関する事項、労働組合の組織状況に関する事項、労使間交渉事項等に関する事項、団体交渉に関する事項、労働争議に関する事項、労使間の諸問題の解決手段に関する事項、労使関係についての認識に関する事項、正社員以外の労働者に関する事項、労働協約の締結状況に関する事項、労働協約の運営状況に関する事項、労働協約の承継に関する事項	16大産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合	毎年	6月
労働争議統計調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	我が国における労働争議の状況を明らかにする。	争議の総参加人員、行為参加人員、争議行為形態別期間、争議行為形態別労働損失日数等	全争議	毎月	8月
家内労働等実態調査 (一般統計調査) 雇用環境・均等局 在宅労働課	家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得る。	委託者の委託条件等 家内労働者の労働条件等	全国の委託者及び家内労働者の中から一定の方法で抽出	3年 直近は (平成29年実施)	調査年度の3月を予定
雇用均等基本調査 (平成19年度より) 「女性雇用管理基本調査」から名称変更 (一般統計調査) 雇用環境・均等局 雇用機会均等課	主要産業における男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握する。	男女雇用機会均等法に基づく企業における女性の採用、配置・昇進等の雇用状況及び育児・介護休業制度の規定・運用状況等に関する事項等	(企業調査) 16大産業に属する常用労働者10人以上の民営企業(事業所調査) 16大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所	毎年	7月予定
能力開発基本調査 (一般統計調査) 人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資する。	(企業調査) 企業の概要、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用等 (事業所調査) 事業所の概要、教育訓練の実施状況、人材育成、キャリア形成支援、技能の継承等 (個人調査) 労働者の属性、教育訓練受講状況、自己啓発実施状況、職業生活設計等	(企業調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって、常用労働者30人以上の民営企業 (事業所調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって常用労働者30人以上の民営事業所 (個人調査) 事業所調査の対象事業所に就業している常用労働者	毎年	3月予定

5 賃金福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
賃金構造基本統計調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。	きまって支給する現金給与額、年間賞与その他特別給与額、労働者の種類、職種、役職、性、年齢、最終学歴、勤続年数、新規学卒者の初任給額等	16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所及び労働者	毎年	11月 (初任給) 2月 (全国及び都道府県別)
就労条件総合調査 (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	我が国の企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し明らかにする。	企業の属性に関する事項、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項等	16大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業	毎年	10月
賃金引上げ等の実態に関する調査 (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。	1人平均賃金の改定額・改定率、賃金の改定方式、賃金の改定事情、賞与支給状況、賞与決定方式等	15大産業に属する常用労働者100人以上の会社組織の民営企業(ただし、製造業、卸売業、小売業は30人以上)	毎年	11月
労働災害動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにする。	延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数等	(事業所調査) 主要産業に属する常用労働者10人以上の事業所(ただし、常用労働者10~29人は製造業の特定8産業のみ) (総合工事業調査) 労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上または工事の請負金額が税抜き1億8,000万円以上(保険関係成立年月日が平成27年3月31日以前の工事現場については、税込み1億9,000万円以上)の工事現場	(事業所調査) 毎年 (総合工事業調査) 半年	(事業所調査) ・常用労働者100人以上の事業所 5月 ・常用労働者10人以上の事業所 11月 (総合工事業調査) 5月
労働安全衛生調査 (実態調査) (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とする。	(事業所調査) 企業及び事業所に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、正社員以外の労働者対策に関する事項、危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、受動喫煙防止対策に関する事項、長時間労働者に対する取組に関する事項、産業保健に関する事項、有害業務の有無及び特種健康診断の実施状況に関する事項、化学物質のばく露防止対策に関する事項 (労働者調査) 労働者の属性等に関する事項、仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項、喫煙に関する事項、有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項	(事業所調査) 農業、林業(林業に限る。)、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (労働者調査) 上記事業所に雇用される労働者	5年 直近は (平成29年実施)	9月

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
労働安全衛生調査 (労働環境調査) (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	危険有害業務の状況及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成など労働安全衛生対策の推進に資する。	(事業所調査) 事業所に関する事項、職場環境に関する事項、有害業務従事労働者の健康管理に関する事項、有害業務の作業環境等に関する事項、化学物質管理に関する事項 (労働者調査) 労働者の属性に関する事項、職場環境に関する事項、有害業務に関する事項、有機溶剤に関する事項、化学物質に関する事項 (ずい道・地下鉄工事現場調査) 工事現場に関する事項、工事現場の作業環境に関する事項、粉じん抑制対策に関する事項等	(事業所調査) 鉱業、建設業、製造業、運輸業(道路貨物運送業に限る。)、サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業に限る。)に属する常用労働者10人以上の民営事業所 (労働者調査) 上記事業所に雇用される現場作業労働者 (ずい道・地下鉄工事現場調査) 建設業(ずい道建設工事、地下鉄新設工事に限る。)で労働者災害補償保険の概算保険料160万円以上又は工事請負金額1億9,000万円以上の工事現場	5年 直近は (平成26年実施)	9月
賃金事情等総合調査 中央労働委員会	労働争議の調整の参考資料	①賃金事情調査(賃金体系、諸手当の内容、賃金改定状況、モデル所定内賃金等) ②退職金、年金及び定年制事情調査(退職金・年金制度の内容、支給の実態、モデル退職金等) ③労働時間、休日・休暇調査(年間所定労働時間、年間休日日数、所定外労働の割増賃金率、年次有給休暇、特別休業・休暇制度、ワーク・ライフ・バランスへの取組状況等)	資本金5億円以上、労働者1,000人以上の企業の中から、独自に選定した企業	①は毎年 ②、③は隔年	集計が完了次第
最低賃金に関する実態調査 (一般統計調査) 労働基準局 賃金課	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議のための基礎資料を得る(最低賃金に関する基礎調査票、賃金改定状況調査票を使用)。	賃金改定実施状況別事業所割合、事業所の平均賃金改定率、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率等	賃金改定状況調査票については、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)の事業所規模30人未満の事業所(最低賃金に関する基礎調査票については、製造業の事業所規模を100人未満に変更し、事業所規模100人未満の情報通信業のうち新聞業・出版業の事業所を追加)	毎年	7月以降 最低賃金審議会の資料として公表
大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査 (一般統計調査) 職業安定局 若年者雇用対策室	毎年3月に大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校を卒業する予定の学生・生徒について就職内定状況等を把握し、就職問題に適切に対処するための参考資料を得る。	・調査対象校における調査対象母集団数 ・調査対象校における本調査の調査対象者数(標本数) ・調査対象者の進路希望 ・就職希望者の在学学校における専攻内容 ・調査対象者が企業等より内定を受けた時期	文部科学省及び厚生労働省において、設置者・地域の別を考慮して全国から抽出した大学(62校(うち、国立大学21校、公立大学3校、私立大学38校))短期大学(20校)、高等専門学校(10校)、及び専修学校(20校)の卒業予定者のうちから、一定の方法により抽出した6,250人	年4回 (10月、12月、2月、4月)	・10月調査 ・11月中旬 ・12月調査 ・01月中旬 ・2月調査 ・3月中旬 ・4月調査 ・5月中旬
労務費率調査 (一般統計調査) 労働基準局 労災管理課	請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる労務費率の改定の基礎資料とする。	工事の請負金額、保険料、支払賃金額等	建設事業	原則として3年	労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会の資料として公表

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
障害者雇用実態調査 (一般統計調査) 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課	主要産業の民営事業所における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用者数、雇用管理上の措置等を調査するとともに、雇用されている障害者本人に対し、職場環境・職場生活等を調査し、その実態を明らかにし、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資する。	(事業所調査) 障害のある雇用労働者の障害の種類・程度、給与、労働時間、勤続年数、雇用状況等 (個人調査) 上記事業所に雇用されている障害者個人の住居、生活状況、離職理由、職場における配慮の状況等	(事業所調査) 18大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所 (個人調査) 上記の事業所調査の対象事業所に雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者	5年 (直近は 平成25年実施)	12月